

契約情報

工事（委託）番号	岐博工第 5 号
工事（委託）名	岐阜県博物館浄化槽曝気ブロワ等取替工事
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名 1989 岐阜県博物館（百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、1者見積による随意契約とした。
契約年月日	令和8年5月15日
契約業者名	中央清掃（株）
契約業者住所	瑞穂市別府1259-1
施工(履行)期間	令和8年5月15日 ～ 令和8年11月30日
契約金額(消費税込)	3,080,000 円
工事(業務)概要	浄化槽の曝気ブロワと電気部品が故障したため修繕工事を施工する。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>下記3に同じ</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>今回見積書を徴する事業者（中央清掃（株））は岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿の業者業務区分「建設工事」の「管工事業」に登録があり、美濃土木事務所管内に事業所を有している。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本件契約は、当館浄化槽の曝気ブロワが異常停止したため曝気ブロワ及び付随する電気部品を取り替える工事である。</p> <p>曝気ブロワについては、令和8年2月25日に施設管理委託業務職員から故障しているとの報告があり、浄化槽維持管理業務委託先の中央清掃(株)に調査を依頼した。</p> <p>その結果、曝気ブロワNo.3系統のブレーカーの故障が判明したため、緊急措置としてNo.4系統のブレーカーに接続して運転を継続させた。</p> <p>中央清掃(株)から、今回は曝気ブロワNo.3系統の故障であるが、No.4系統を含め、起動から29年が経過しており、経年劣化によりいつ故障してもおかしくない状況との助言を得た。</p> <p>早急に当該曝気ブロワ系統を取り替える必要があるため、競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>今回選定した業者は、当館の清掃業務を受託しており、合併処理浄化槽の現況を熟知していることから、この工事を施工できる業者は中央清掃(株)のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。